

論 説

動物に起因する損害に対する不法行為責任  
—アメリカ法を手がかりに—

菅 沢 大 輔

目 次

はじめに

第1章 日本における動物占有者の責任の現状と問題

第1節 動物占有者の責任の規定の起草過程

第2節 動物占有者の責任についての学説

第3節 動物占有者の責任についての裁判例

第1款 大阪高判昭和46年11月16日

第2款 大阪地判昭和47年7月26日

第3款 京都地判昭和56年5月18日

第4款 分析

第4節 問題の所在とアメリカ法研究の意義

第1款 問題の所在

第2款 アメリカ法研究の意義

第2章 アメリカにおける動物に起因する損害に対する責任

第1節 バード対ヤンキー事件

第1款 事件の概要

第2款 裁判所の判断

第3款 問題の所在

第4款 判決の意義

## 第2節 ドレイク対ディーン事件

- 第1款 事件の概要
- 第2款 裁判所の判断
- 第3款 問題の所在
- 第4款 判決の意義

## 第3節 分析

- 第1款 バード対ヤンキー事件における厳格責任とネグリジェンス
- 第2款 ドレイク対ディーン事件における厳格責任とネグリジェンス
- 第3款 リステイトメントにおける動物に関する責任
- 第4款 動物に関する厳格責任とネグリジェンスの区別

おわりに

## はじめに

かつて川村泰啓は、不法行為法の理論的体系は帰責の根拠の相違に応じて過失責任と危殆化責任 (Gefährdungshaftung) の2つの責任類型によって構成される、と考えていたように思われる。彼は過失責任を禁止規範 (人の私的所有を侵害する行為をしてはならないという内容の行為規範) と注意義務規範 (人が平均的にもっている注意能力を基礎として人の私的所有を侵害しないように一定の注意を払わなければならないという内容の行為規範) の主体的な侵害に基づく責任であると考えており、また危殆化責任を加害の危険度の特に高い活動 (例えば交通事業や化学工業) の主体的な開始に基づく責任であると考えていた<sup>(1)</sup>と思われる。このような見方を受けて、近年に至って、改めて、物 (例えば自動車) ・物質 (例えば鉱物) ・活動 (例えば原子力事業) などの多様な加害原因の有する定型的危険性の観点に着目して危殆化責任の類型を析出する試みが現れるようになってきた<sup>(2)</sup>。

このように、不法行為法の一部の有力な学説では、種々の定型的危険性の観点に着目して過失責任と危殆化責任を区別する見方が示されている。本稿では、このような見方を踏まえ、動物という物の危険性の観点に着目して、動物に関

する過失責任と危殆化責任の区別を検討する。本稿では、まずはじめに日本における動物占有者の責任についての学説や裁判例等の現状を分析し、さらにその分析の後に問題の所在を示す（第1章）。次に日本法の問題を受け、アメリカにおける動物に関するネグリジェンスと厳格責任（Strict Liability）の区別を明らかにする（第2章）。そして最後にアメリカ法を基に日本における動物に関する過失責任と危殆化責任の区別を検討する（おわりに）。

## 第1章 日本における動物占有者の責任の現状と問題

### 第1節 動物占有者の責任の規定の起草過程

動物の有する特別の危険は早くも民法第718条の起草過程において認められている。同条の下での責任の根拠について、穂積陳重は「本條モ…其基キマスル所ハ過失デアリマスル」<sup>(3)</sup>と述べ、梅謙次郎もまた動物の占有者が相当の注意を払ってそれを管理したことを「證明スルニ非サレハ常ニ [彼を（筆者注）] 過失アル者ト看做セリ」<sup>(4)</sup>と述べている。彼らは、あらゆる種類の動物の占有者に対して過失責任を適用させるが、それらを管理する際に払うよう求められる注意の程度については、それらの種類に応じてそれらの占有者の間に差を設けている。この点について、穂積は次のように述べている。すなわち「極ク荒イ動物危険ノ動物デアリマスレバ夫レ丈ケノ保管ノ方法ヲ致サナケレバナリマスマイシ又平生ハ人ヲ害スルナドト云フコトハ決シテナイト云フヤウナ性質ノモノデアリマスレバ自ヲ其注意ノ程度モ違ヒマス」<sup>(5)</sup>。このように、穂積は動物を危険度の特に高い種類の動物と危険度の低い種類の動物とに分けた上で、前者の動物の占有者には後者の動物の占有者よりも高度な注意義務を負わせている。

このような考え方に対し、土方寧は虎やライオンや狼などの動物の占有者に対する責任の根拠について次のように述べている。すなわち、それらの動物を

「大變嚴重ナ鐵カ何カノ箱ニ入レテ置<sup>(6)</sup>」いたとしても、それらの動物は「時ニ依テハ...暴レテ箱ヲ破ツテ出ルヤウナコトガアル其時ニハ非常ニ害ヲ人ニ及ボス...通例人ガサウ云ウ動物ハ飼ワナイ萬一ノ恐レガアルヤウナ [それらの動物を (筆者注)] 飼ツテ居ルノハ自分ガ [損害が惹起すれば責任を負う (筆者注)] 危険ヲ冒シテ飼ツテ居ル<sup>(7)</sup>」。このように、土方は危険度の特に高い種類の動物の占有者に対して危殆化責任を負担させている。また上記の記述は危険度の低い種類の動物の占有者に対しては過失責任を負担させるということを暗示しているように思われる。

以上のように、早くも民法第718条の起草時から動物の危険度の高低によって動物に関する過失責任と危殆化責任を区別するという考え方が土方寧によって示唆されている。しかしながら、上記の複数の引用においては動物に関する過失責任と危殆化責任の根拠が述べられていない。したがって、同条起草後の同条に関する研究には、動物に関する過失責任と危殆化責任の根拠の相違に応じてこれら2つの不法行為責任を区別することが課題として残された。

## 第2節 動物占有者の責任についての学説

かつて伝統的通説では「今日では、社会生活における多くの危険のうちで、動物から生じる危険の割合はきわめて小さなものになっており、本条 [第718条 (筆者注)] の意義はあまり大きなものではない<sup>(8)</sup>」と述べられていた。しかしながら、その後、1980年代前後に至って、ペットブームや動物とのふれあいを目的とした施設が話題になるようになり、同条の重要性が増し同条に社会的意義が与えられようとしていると述べられるようになった<sup>(9)</sup>。しかしながら、今日においても、依然として、民法または不法行為法の代表的なテキストのいくつかは、同条について全く触れないかまたは数行の程度で触れるに留まってい<sup>(10)</sup>る。

このように同条は不法行為法の中であまり注目されてこなかったが、通説は一貫して動物の有する特別の危険を認めており、また（動物の占有者に通常の過失責任よりも重い責任を負わす）同条が危殆化責任の考えを背景に持っている<sup>(11)</sup>ということ<sup>(11)</sup>を認めている。また、動物の有する特別の危険を根拠として危殆化責任を認める外国法もいくつか紹介されている<sup>(12)</sup>。

しかしながら、不法行為法において「重要な<sup>(13)</sup>のは帰責原理」とまで言われているものの、これまでの研究では動物に関する過失責任と危殆化責任の根拠の検討が不十分である。そのため、今日「動物保有者責任の根拠の洗い直しと、過失責任規範及び危険責任規範の適用関係の整理が必要である<sup>(14)</sup>」と述べられる<sup>(15)</sup>に至った。

そこで、民法第718条が問題となった裁判例が多数蓄積し、裁判官が「本条による加害者側の免責事由の立証をほとんど認めず、事実上、無過失責任を課している<sup>(16)</sup>」<sup>(16)</sup>と言われている現状を踏まえると、これらの裁判例の中から動物の占有者に特に高度な注意義務を課していると評価される若干の裁判例を紹介し、分析することが必要であると思われる。

### 第3節 動物占有者の責任についての裁判例

ここでは、民法第718条が問題となった裁判例の中から動物の占有者に特に高度な注意義務を課していると評価される若干の裁判例を紹介しつつ分析する。それら裁判例としては、大阪高判昭和46年11月16日判時658号39頁、大阪地判昭和47年7月26日判タ286号340頁、及び京都地判昭和56年5月18日判タ465号158頁が挙げられる。まずはじめにこれら裁判例の事件の概要と裁判所の判断を紹介し、次にこれら裁判例を分析する。

## 第1款 大阪高判昭和46年11月16日

### 1. 事件の概要

被告 Y は彼の占有する中型の雑種犬（以下、本件犬）を袋小路の一番奥にある自宅玄関脇の支柱に鎖で繋いで飼っていた。2歳の男児である原告 X は、袋小路の角から1, 2m西よりの所で近所の人と立話しをしていた母 A から離れ、Y方玄関前の渡し板の付近に来た時、本件犬に右耳翼上部を咬みつかれ傷害を負った。Xはその傷害に対してYを相手取り、民法第718条に基づいて損害賠償を請求した。

### 2. 原審（大阪地判昭和45年5月13日判タ253号289頁）の判断

原審は次の事実を認めた。第1に本件犬は温順な性質の中型の雑種犬であり、またこれまで一度も人や他の犬を咬んだことがなかった。第2にY方は袋小路の一番奥に位置し、また本件事故発生時は夕刻であり人通りが少なかった。第3にY方前の通路からはY方玄関脇の支柱に鎖で繋がれている本件犬が見えた。

原審は、これらの事実に基づいて、Yは具体的な損害を予見することができなかったのでYは本件犬に口輪を嵌めるまた犬小屋に収容する注意義務を負っていなかった、と判断した。したがって、原審はYは民法第718条の責任を負わないと判断した。

### 3. 本裁判所の判断

本裁判所は次の事実を認めた。すなわち「本件の様に平素おとなしい畜犬であっても....幼児などに咬みついて傷害を与える場合もある」というのがそれである。

本裁判所は、この事実に基づいて、Yは具体的な損害を予見し得たのでYはその損害を惹起させないために本件犬に口輪を嵌めるまた犬小屋に収容する

などの万全の措置を講じる注意義務を負っていた、と判断した。そして、本裁判所は、Yはこの義務を懈怠したので民法第718条の下で責任を負う、と判断した。

しかしながら、本裁判所はX側に不利となる次の事実を認めた。すなわち、第1にAはXが袋小路の方へ入っていくのに気づいたが気に留めなかった。第2にAはこれまでに本事故現場付近に本件犬が繫留されているのを目撃したことがあった。本裁判所はこれらの事実に基づいてAに過失があったと判断した。そして本裁判所は、Xの母Aの過失を過失相殺事由として考慮し、YはXらの被った損害額のうち1/2に相当する額を賠償する必要があると判断した。

## 第2款 大阪地判昭和47年7月26日

### 1. 事件の概要

被告Yは家具の製造販売業を営む株式会社の代表取締役であった。同会社は大阪市西成区に家具販売の店舗（以下、本件店舗）を構えていた。Yは本件店舗に接続する奥にある本件店舗の商品の陳列されていない住居内で8歳の雄の大型の秋田犬（以下、本件犬）を綱で繫留して飼育していた。本件犬はこれまで店へ逃げ出したり客に吠えたりしたことがない大人しい性質の犬であった。

3歳の女兒である原告Xの母AはXと乳母車に乗せた幼児Bを同伴し、家具を買うため、本件店舗に来た。AはBをその車に乗せたまま本件店舗の入口付近に放置しXを連れて本件店舗に入った。

XはAから離れ1人で本件店舗の奥へ向かった。これに気づいた店員CはXを本件犬の見えない場所に移動させ、また本件犬がいるため本件店舗の奥へ行ってはいけない旨の注意をXに与えた。その時、Cは本件店舗の表の方から聞こえてくるBの泣き声を耳にしBが乳母車から落ちかかっている姿を

目にした。CはXに対し今一度本件店舗の奥へ行かず今いる場所に留まるよう注意を与えたが、住居内の台所と本件店舗の間の戸は閉めずに、本件店舗の表に向かった。

XはCから上記の注意を受けたにもかかわらず本件店舗の奥の方へ行った。Xは本件犬を見たこと及び本件犬がXに向かって1度吠えたことに驚愕し、その場から逃げようとした際に何らかの物に頭部を強打し、前額部に傷害を負った。Xはその傷害に対してYを相手取り、民法第718条に基づいて損害賠償を請求した。

## 2. 本裁判所の判断

本裁判所は次のように判断した。すなわち、Xの年齢や当時のXの落ち着きのない行動を考慮すると、C（履行補助者）引いてはYは、XがCから注意を受けたとしても本件店舗の奥へ行き本件犬に驚愕することによって傷害を負う、ということを見ることができた。したがって、C引いてはYは、本件店舗と台所間の戸を閉める義務、Xのそばで彼女を継続的に監視する義務、あるいはBを助けに行く際Xを監視するようAに忠告する義務を負っていた。しかしながら、C引いてはYはその注意義務を尽くしたとは認められないので、Yは民法第718条の下で責任を負う。

しかしながら、本裁判所はX側に不利となる次の事実を認めた。すなわち、第1にAはXやBを監護するべきであった。第2にCはXに対して本件店舗の奥に入らないように2度注意を与えた。第3にXは幼児とはいえ上記の注意を理解できない年齢ではなかった。第4にCは突如として本件店舗の表にいたBを助けることに気を奪われて冷静な行動をとることが難しかった。本裁判所はこれらの事実に基づいてAに過失があったと判断した。そして本裁判所は、この点を過失相殺事由として考慮し、YはXの被った損害額のうち1/3に相当する額を賠償する必要があると判断した。

### 第3款 京都地判昭和56年5月18日

#### 1. 事件の概要

被告 Y は彼の占有する犬（以下、本件犬）を表道路から約 4 m 奥にある自宅玄関前テラスの柱に 1 m のロープで括りつけて飼っていた。本件犬は体長約 80 cm であり前足を上げて伸び上がると大人の肩に達した。本件犬は人の身体に危害を加える能力を有し、かつ自分よりも小さな物には襲いかかる性質を有していた。

6 歳の女兒である原告 X は好奇心からこれまで訪れたことのない被告宅の門扉を開けて敷地内に入り込み本件犬に近づいて行った。その時、Y は自宅の本件犬の繋留場所付近で植木の手入れをしており、X が本件犬に近づいて行くのを察知した。本件犬は X に興奮しロープの長さの限界で X に接近しようとした。X は本件犬から遠ざかろうとせず、むしろ両手を差し出して本件犬の行動を遮ろうとした。本件犬はこの X の態度でさらに興奮し、唸り声を上げて X の右頬部に咬みつき咬傷を負わせた。X はその傷害に対して Y を相手取り、民法第718条に基づいて損害賠償を請求した。

#### 2. 本裁判所の判断

本裁判所は、Y は X が本件犬に近づかないように注意する義務を負っていたが Y はその義務を懈怠したとして、Y は民法第718条の下で責任を負う、と判断した。

しかしながら、本裁判所は X 側に不利となる次の事実を認めた。すなわち、第1に X は本件事故当時 6 歳で事理弁識能力を有しており、他人の敷地内にはみだりに立ち入るべきではなかった。第2に X が本件犬に近づいて行ったとき本件犬は興奮したので、X は本件犬から遠ざかり危険を回避するべきであった。本裁判所はこれらの事実に基づいて X に過失があったと判断した。そして本裁判所はこの点を考慮し、過失相殺を行い、Y は X の被った損害額

のうち4割に相当する額を賠償する必要があると判断した。

## 第4款 分析

### 1. 危険性の抽象化

上記で取り上げた3つの裁判例よりも前の時期における犬の管理上の注意義務が問題となった多数の裁判例を概観すると、これらの裁判例は、当該犬の占有者の具体的な損害の予見可能性を導き出す上で、当該犬の個体としての危険性のみを認めるか、あるいは当該犬の個体としての危険性と当該犬の属する種類としての危険性の両方を認めていた。<sup>(17)</sup>

しかしながら、上記の3つの裁判例は、いずれもそれぞれの事件で加害の原因となった犬の個体としての危険性が認められない事例であった。そこでこれらの裁判例は、以下のように、当該犬の属する種類としての危険性だけを認めて、当該犬の占有者の具体的な損害の予見可能性を導き出した。すなわち、上記昭和46年裁判例は中型の雑種犬の幼児等を咬む危険性だけを認め、上記昭和47年裁判例は大型の秋田犬の幼児を畏怖させる危険性だけを認め、上記昭和56年裁判例は体長80cmの犬の自分よりも小さな物に襲いかかる危険性だけを認め、当該犬の占有者の具体的な損害の予見可能性を導き出した。<sup>(18)</sup>

したがって、当該犬の個体としての危険性を認めることなく当該犬の属する種類としての危険性だけを認めて、当該犬の占有者の具体的な損害の予見可能性を導き出している点で、これらの裁判例はこれら以前の裁判例よりも（当該動物の占有者の具体的な損害の予見可能性を導き出す上で問題とされる）当該動物の危険性を抽象的に捉えている。

### 2. 注意義務の高度化

最判昭和37年2月1日民集16巻2号143頁（以下では「昭和37年判例」という）は、動物の占有者に対して通常払うべき程度の注意義務を課し異常な事態

に対処しうべき程度の注意義務を課していない、と述べた。しかしながら、以下で述べるように、上記の裁判例は必ずしもこの最高裁が立てた一般的基準に従っていないように思われる。

上記昭和46年裁判例では次の事実が認められている。第1に Y は袋小路の一番奥に位置する Y 方の玄関脇の支柱に本件犬を鎖で縛り付けていた。第2に Y 方前の通路からは Y 方玄関脇の支柱に鎖で繋がれている本件犬が見えた。第3に本件事故発生時は夕刻であり人通りが少なかった。したがって、この裁判例はこれらの事実に基づいて、Y は通常では人の入らないと思われる場所に本件犬を繫留していたので Y は通常程度の注意を払っていた、と判断し得た。しかしながら、この裁判例は、2歳の幼児である X が Y 方玄関前において本件犬に咬みつかれることは予見できるので Y は本件犬に口輪を嵌める義務または本件犬を犬小屋に収容する義務を負っていた、と判断した。したがって、Y によって招待を受けていたわけでもなければ Y 方に特段の用事があったわけでももない幼児がそれも単独で Y 方玄関前に近づくという事態を想定して Y に対して上記の注意義務を負わせている点で、この裁判例は Y に対して異常な事態に対処しうべき程度の注意義務を負わせていると評価できる。言い換えれば、この裁判例は昭和37年判例よりも、Y に対して高度な注意義務を負わせている、と評価できる。

上記昭和47年裁判例では次の事実が認められている。すなわち、Y は本件店舗の商品の陳列されていない本件店舗の奥にある台所において本件犬を綱で繫留していた、というのがそれである。したがって、上記昭和46年裁判例と同様に、この裁判例はこの事実に基づいて、Y は通常では人の入らないと思われる場所に本件犬を繫留していたので Y は通常程度の注意を払っていた、と判断し得た。さらに、本件ではこの事実の他に次の事実も認められている。すなわち、店員 C が本件店舗の表にいる乳母車に乗せられた幼児 B を助けに行く際に、3歳の幼児である X に対して本件犬がいるため本件店舗の奥へ行っ

てはいけない旨の2度目の注意を与えた、というのがそれである。したがって、この裁判例は、C引いてはYは通常の程度以上の注意を払っていた、と判断し得た。しかしながら、この裁判例は、XがCの注意を無視し本件店舗の奥へ行き本件犬に驚愕することによって傷害を負うことは予見できるので、C引いてはYは本件店舗と台所間の戸を閉める義務、Xのそばで彼女を継続的に監視する義務、あるいはXを監視するようAに忠告する義務を負っていた、と判断した。したがって、乳母車に乗せられた幼児が本件店舗の表に放置された状況下でもう一人の幼児がそれも単独で本件犬の繋留された本件店舗の奥へ行くという事態を想定してYに対して上記の注意義務を負わせている点で、この裁判例はYに対して異常な事態に対処しうべき程度の注意義務を負わせていると評価できる。言い換えれば、この裁判例は昭和37年判例よりも、Yに対して高度な注意義務を負わせている、と評価できる。

上記昭和56年裁判例では次の事実が認められている。すなわち、Yは本件犬を表道路から約4m奥にある自宅玄関前テラスの柱に1mのロープで括りつけていた、というのがそれである。したがって、この裁判例はこの事実に基づいて、Yは通常では人の入らないと思われる場所において行動範囲が十分に制限された方法で本件犬を繋留していたのでYは通常の程度の注意を払っていた、と判断し得た。しかしながら、この裁判例は、XがY方敷地内に侵入し本件犬に咬みつかれることによって傷害を負うことは予見できるので、YはXがY方敷地内に侵入した際に本件犬に近づかないように注意する義務を負っていた、と判断した。したがって、Yによって招待を受けていたわけでもなければY方に特段の用事があったわけでもない児童がY方敷地内に侵入し本件犬に接近するという事態を想定してYに対して上記の注意義務を負わせている点で、この裁判例はYに対して異常な事態に対処しうべき程度の注意義務を負わせていると評価できる。言い換えれば、この裁判例は昭和37年判例よりも、Yに対して高度な注意義務を負わせている、と評価できる。

## 第4節 問題の所在とアメリカ法研究の意義

### 第1款 問題の所在

上記で取り上げた3つの裁判例は、次のような判断枠組みを有しているように思われる。すなわち「当該動物は種類としての抽象的な危険性を有しているので当該動物の占有者は具体的な損害を予見し得る。したがって、彼はその損害が惹起しないように高度な注意義務を負担する。彼はその義務の懈怠したと評価されるので民法第718条の責任を負担する」というのがそれである。しかしながら、前述したように、これらの裁判例は、当該動物の占有者に異常な事態に対処しうべき程度の注意義務（言い換えれば通常ではなく高度な注意義務）を課している。この点を考慮すると、危険度の特に高い種類の動物が問題となる裁判例において、注意義務の懈怠を帰責の根拠として損害賠償責任を認める方法が妥当であるかが問題となるように思われる。このような裁判例においては、注意義務の発生とその義務の懈怠を問わずに、当該動物の占有者が当該動物の抽象的な危険性に対する認識をもって当該動物を自らの意思で主体的に飼い始めることを帰責の根拠として損害賠償責任を認める方法の方が妥当であるように思われる。

### 第2款 アメリカ法研究の意義

以上のような日本法の問題状況を踏まえると、動物に関する過失責任と危殆化責任を区別するためにこの2つの責任の根拠を明らかにすることが課題となると考えられる。そこで本稿は、この課題を検討する手がかりを得るためにアメリカ法を参照する。具体的には雄牛が問題となったバード対ヤンキー事件（*Bard v. Jahnke*, 848 N.E.2d 463 [N.Y. 2006]）とピット・ブル（闘犬用に作出された犬）が問題となったドレイク対ディーン事件（*Drake v. Dean*, 19 Cal. Rptr. 2d 325 [Cal. 1993]）を検討する。この2つの事件は動物に関

するネグリジェンスと厳格責任の区別が正面から問題にされた点で検討する意義がある。またこの2つの事件を分析する目的からリステイトメント<sup>(19)</sup>を採り上げる。リステイトメントは動物に関するネグリジェンスの定義及び根拠と動物に関する厳格責任の定義及び根拠等を明らかにしている点で採り上げる意義がある。

## 第2章 アメリカにおける動物に起因する損害に対する責任

### 第1節 バード対ヤンキー事件

#### 第1款 事件の概要

本訴の原因となる事故は、2001年9月27日、ニューヨーク州オツィーゴ郡 (Otsego County) にある酪農場、ヘムロック・ヴァレリィ・ファーム (Hemlock Valley Farms) で起こった。被告ラインハルト・ヤンキー (Reinhardt Jahnke) (以下 Y) と彼の妻は、彼らの2人の息子と共同で、その農場を所有し経営している。自営の大工であるジョン・タイマー (John Timer) (以下 A) は、Y の息子の1人から、その農場のフリーストール乳牛舎の特定の区画—「低品質雌牛区」と呼ばれる—内の破れた牛床マットの修繕を依頼された。もう1人の自営の大工である原告ラリー・バード (Larry Bard) (以下 X) は、A から彼のその仕事の手伝いを頼まれ、それを引き受けた。Y は、A が事件のその日にマットを修繕する予定を立てたこと、あるいは X がこの仕事を行う A のために働く予定であることを事前に知らなかった。

X は、彼のトラックから工具を取り出し、午前8時30分頃に働き始めた。X は跪いて破れたマットを留めているボルトを取り外す。X が立ち上がったとき、乳牛舎の低品質雌牛区の中で放し飼いにされていた繁殖用の雄牛フレッド (Fred) (以下、本件雄牛) が、彼の胸部に当たった。本件雄牛は X を襲い、

それから彼を牛舎内の導管にたたきつけた。Xが負った傷害には、肋骨骨折、肝臓破裂、及び持病の頸椎症の悪化があった。

Xは、自身の負ったそれら傷害について、厳格責任またはネグリジェンスに基づいて賠償するよう、Yを相手取って訴訟を提起した。<sup>(20)</sup>

#### 〔本事件に関わる手続きの説明〕

英米法のもとでは、陪審 (jury) という形で、非法律家が裁判に関与することが認められている。この陪審には起訴陪審 (grand jury) と審理陪審 (petty jury) とがあり、本件では後者の方が問題となった。

この審理陪審は、非法律家から (基本的には無作為抽出的な方法で) 選ばれる (伝統的には12名の) 陪審員で構成され、提出された証拠に基づいて事実の認定にあたる、裁判官とは独立して法廷に臨む機関である。そして、このような陪審を付して行われる審理のことを、正式事実審理 (trial) という。

この正式事実審理は12名の陪審員を集めて行われるので手間と費用がかかる。したがって、この審理が無駄になることは、避けなければならない。そのためには、この審理が開かれる以前に、裁判官が事実についての真の争いがあるのか否かを予め確かめること、またもしその事実についての争いがあるならば、争点を整理することが要求される。

したがって、場合によっては、訴訟事件の「どの重要な事実 (material fact) についても真正な争点 (genuine issue) がない」という理由で陪審の判断に付さずに裁判官だけで判断を下すことがある。これを、サマリー・ジャッチメント (summary judgment) (=正式事実審理を経ないでなされる判決) とい<sup>(21)</sup>う。

## 第2款 裁判所の判断

### 1. 高位裁判所の判断

ニューヨーク州オツィーゴ郡の高位裁判所 (Supreme Court) の法廷意見を述べたモンセラテ (Monserrate) 裁判官は訴状を却下する Y に有利なサマリー・ジャッジメントを認めた。<sup>(22)</sup>

### 2. 高位裁判所上訴部の判断

ニューヨーク州の高位裁判所上訴部 (Appellate Division of the Supreme Court) (Bard v. Jahnke, 791 N.Y.S.2d 694) の法廷意見を述べたカルピネロ (Carpinello) 裁判官は上訴を棄却した。彼は本件雄牛の個体としての危険性が認められないので Y の厳格責任は認められ得ないと判断し、Y に有利なサマリー・ジャッジメントを認めた。

この判決を受けて X は、Y が本件雄牛を乳牛舎の低品質雌牛区の中で放し飼いにしていたまた農場以外の人に本件雄牛の存在を警告しなかった点で Y のネグリジェンスが認められると主張し、ニューヨーク州の最高裁判所へ上訴した。

### 3. 最高裁判所の判断

ニューヨーク州の最高裁判所 (Court of Appeals) の法廷意見を述べたリード (Read) 裁判官は上訴を棄却した。彼は本件雄牛の個体としての危険性が認められないので Y の厳格責任は認められ得ないと判断し、また Y は X の損害を予見できなかったので Y のネグリジェンスは認められ得ないと判断し、Y に有利なサマリー・ジャッジメントを認めた。それに対して反対意見を述べた R.S.スミス (R.S. Smith) 裁判官は Y は本件雄牛が危険度の特に高い種類として有する抽象的な危険性に起因する何らかの損害を予見し得たので Y のネグリジェンスは認められ得ると判断し、本件を正式事実審理に付すべき事

件であると判断した。

### 第3款 問題の所在

リード裁判官と R.S.スミス裁判官の間では厳格責任の適用可能性が認められないということに関しては一致している。彼らの間では具体的な損害の予見可能性の認められない場合にネグリジェンスの適用可能性が認められるか否かが問題とされている。なぜ本件において具体的な損害の予見可能性が認められないかと言えば、Y が、A が事件のその日にマットを修繕する予定を立てたこと、あるいは X がこの仕事を行う A のために働く予定であることを事前に知らなかったからである。

### 第4款 判決の意義

本件には2つの意義がある。1つ目はリード裁判官が雄牛の種類としての危険性及び本件雄牛の個体としての危険性を否定し Y の厳格責任を否定しているのに対して R.S.スミス裁判官が雄牛の種類としての危険性を認定しネグリジェンスの適用可能性を認定している点に本件の意義がある。2つ目はリード裁判官がネグリジェンスの適用可能性の認定が実質的に厳格責任の適用可能性の認定と重なり合うために本件へのネグリジェンスの適用可能性の認定には論理的に限界があるということを指摘した点に本件の意義がある。

## 第2節 ドレイク対ディーン事件（ピット・ブルに関する裁判例）

### 第1款 事件の概要

被告ロバート・ディーン（Robert Dean）（以下 Y）は（一般にピット・ブルの呼び名で知られている）アメリカン・スタッフォードシア・テリアであり、また約65ポンド（約30kg）である、バンディット（Bandit）（以下、本件

犬)を所有していた。Yは、本件犬を、彼の家の角の近くで、100フィート(約30m)のガイ・ワイヤーに取り付けられた鎖で繋いで飼っていた。

原告ルース・ミルドレッド・ドレイク (Ruth Mildred Drake) (以下 X) とジュディー・ハイトワー (Judy Hightower) (以下 A) は、どちらもエホバの証人の信徒団のメンバーであった。彼女らは、関心のあるかもしれない人々と、聖書について話し合うために、一軒一軒訪ね回っていた。彼女らが Y の家に向かって私設道を歩いていた時、A が本件犬に気がついた。彼女は「気をつけて...ピット・ブルだ」と言った。X が反応する前に、本件犬が走って来て、X に飛び掛かり彼女を地面に倒した。X は股関節部損傷及び頭部裂傷を負った。

X は、それら傷害について、厳格責任またはネグリジェンスに基づいて賠償するよう、Y を相手取って訴訟を提起した。

#### 〔本事件に関わる手続きの説明〕

原告側から裁判官へ提出された証拠が事実問題に関する争点を形成するのに十分であると認められた場合、正式事実審理 (trial) が開かれる。この審理が開かれた場合、この審理の終結した後に陪審は評決 (verdict) のための評議に入るが、この評議に入る前に裁判官は陪審に対し「当該事件に適用されるべき法」及び「評決の方法」について説明する。これは一般に、説示 (charge または instruction) と言われている。この説示を受けて、陪審は評決のための評議に入る。この評議には、裁判官は同席せず、陪審員のみで評議する。そして、ここでまとまった評決を陪審員長 (foreman) が裁判所に答申し、原則としてこの評決に従った判決 (judgment on verdict) が下される。

上記の評決の方法には、3つの方法がある。(a) 一般評決、(b) 個別評決、(c) (a) と (b) を接合して行われる評決、というのがそれぞれである。(a) 一般評決は、陪審が、その認定した事実を裁判官による法の説示に当てはめて得た

結論を、原告勝訴または原告敗訴という形で評決する方法である。この場合には、陪審がどの事実をどのように認定したかは、外部には全く表示されない。それに対して (b) 個別評決は、裁判所が個々の事実問題を適示して、それぞれについて陪審に認定させる方法である。(c) は (a) と (b) を接合する方法であり、一般評決のように陪審に結論を答申させるが、それと並んで事実問題の全部または (通例は) 一部について、それぞれの点ごとに陪審の認定を示させる方法である。<sup>(23)</sup>

## 第2款 裁判所の判断

### 1. 上位裁判所の判断

Y が本件犬の獠猛な性向に関する認識を持っていたかどうかの事実問題に関する争点が正式事実審理に付されるためには、X は裁判官に対して、その事実問題が争点として認められるために求められる証拠を提出しなければならない。

カリフォルニア州シャスタ郡 (Shasta County) の上位裁判所 (Superior Court) の法廷意見を述べたリチャード A. マッカチェン (Richard A. McEachen) 裁判官は、X の提出した証拠が上記の事実問題が争点として認められるために求められる要件を満たすと判断し、本件を正式事実審理に付すべき事件であると判断した。

正式事実審理が開かれた場合、この審理の終結した後、陪審が評決のための評議に入る前、裁判官は陪審に対し「当該事件に適用されるべき法」及び「評決の方法」((a) 一般評決 (b) 個別評決 (c) (a) と (b) を接合して行われる評決) について説明する。

まず本件に適用されるべき法について、リチャード A. マッカチェン裁判官は陪審に対し、BAJI No. 6.66に規定された厳格責任に関する説示 (原告が被告によって所有されたまたは飼われた犬によって傷つけられ、その上、原告

が上記の動物によって傷つけられる前、原告の傷害を惹起したその動物に関する、特有の獰猛なまたは危険な特質または性向について、被告が知っていたか知っている理由があった、とあなたが認めるならば、あなたは原告勝訴または被告敗訴としなさい...) を与えた。

次に評決の方法について、リチャード A. マッカチェン裁判官は陪審に対し、上記 (c) の説示の方法で、「原告勝訴または原告敗訴」のいずれかの結論を答申すると共に、本件犬の獰猛な性向の有無についても陪審の認定を示すよう求めた。

このような説示を受けて、陪審は、個別評決で本件犬が「特有の獰猛なまたは危険な性向」を持たなかったと認め、一般評決で「原告敗訴」の評決を言い渡した。そして、上位裁判所はこの陪審の評決に従った判決を下した。

この判決を受けて X は、上位裁判所が陪審に対して厳格責任に関する説示だけではなく BAJI No. 3.00に規定されたネグリジェンスに関する説示（被告側の不注意な行為の〔直接の〕結果として傷つけられた原告は、その被告からのこのような傷害に対して損害賠償を要求する権利を有する。[P] したがって [P] 1. 被告に過失があった、また [P] 2. このような過失が原告に対する傷害の〔直接の〕原因であった、とあなたが認めるならば、原告はこの場合の評決を得る権利を有する）も与えなかった点に誤りがあったと主張し、カリフォルニア州の控訴裁判所へ<sup>(25)</sup> 上訴した。

## 2. 控訴裁判所の判断

カリフォルニア州の控訴裁判所 (Court of Appeal) の法廷意見を述べたプーリア (Puglia) 裁判官は上位裁判所の判決を覆した。彼は Y は本件犬の種類としての危険性に起因する X の損害を予見し得たので Y のネグリジェンスは認められ得ると判断した。したがって、彼は X はネグリジェンスの説示を得る資格があると判断した。それに対して反対意見を述べたスパークス (Sparks)

裁判官は Y は本件犬を制御する程度の義務を負っていないので Y のネグリジェンスは認められ得ないと判断した。したがって、彼は X はネグリジェンスの説示を得る資格がないと判断した。

### 第 3 款 問題の所在

プーリア裁判官とスパークス裁判官の間では厳格責任の適用可能性が認められないということに関しては一致している。彼らの間では本件犬の危険性をどのような基準でどのように評価し当該危険との関係でどの程度の注意義務が求められるかが問題とされている。

### 第 4 款 判決の意義

本件には 2 つの意義がある。1 つ目はスパークス裁判官が犬の種類としての危険性及び本件犬の個体としての危険性を否定し Y の繋留義務の負担を否定しているのに対して、プーリア裁判官がピット・ブルが危険度の特に高い種類として抽象的な危険性を有するというを認定し Y に具体的な損害の予見可能性及びそれを前提とした注意義務違反があり得るということを認定している点に本件の意義がある。2 つ目はプーリア裁判官とスパークス裁判官が動物の有する危険性が注意義務の程度の設定にどのような影響を与えるかについて議論している点に本件の意義がある。

## 第 3 節 分析

ここでは、まずはじめに、バード対ヤンキー事件とドレイク対ディーン事件の各意見における動物に関する厳格責任法理とネグリジェンス法理を述べる。次に、厳格責任またネグリジェンスの適用を受ける動物の定義や動物に関する厳格責任またネグリジェンスの根拠等について、第 2 次不法行為法リステイト

メントと第3次不法行為法リステイメントの見解を示す。そして最後に、以上の事柄を踏まえ、動物に関する厳格責任とネグリジェンスの区別を明らかにする。

## 第1款 バード対ヤンキー事件における厳格責任とネグリジェンス

### 1. 法廷意見の考える厳格責任

法廷意見を述べたリード裁判官は動物所有者の厳格責任の一般論を次のように考える。種類として危険であると評価される動物及び種類としては危険であると評価されないが個体としてみれば危険であると評価されかつその危険性が彼によって知られた動物の所有者はその動物のその危険性に起因する損害が惹起した場合に厳格責任を負う。そして雄牛は種類として危険であると評価されないで、雄牛の所有者は当該雄牛が彼によって知られた個体としての危険性を有しかつその危険性に起因する損害が惹起した場合に厳格責任を負う。

リード裁判官は、この一般論を本件に当てはめ、本件雄牛の個体としての危険性が認められないのでYの厳格責任は認められ得ない、と判断した。

### 2. 法廷意見の考えるネグリジェンス

リード裁判官は、第2次不法行為法リステイメント第518条（種類としても個体としても危険でない動物の占有者等にネグリジェンスを負わせる規定）の解説を参考に、雄牛の所有者が事件の惹起した当該状況下で予見可能な損害を防ぐために合理的な注意を払わなかったということが立証され得る場合に彼のネグリジェンスが認められ得る、と考える。

リード裁判官はこの一般論を本件に次のように当てはめる。Aが事件のその日に乳牛舎の低品質雌牛区内の牛床マットを修繕する予定を立てたこと、あるいはXがこの仕事を行うAのために働く予定であることをYは事前に知らなかった。そのため、事件のその日に、その区画内でXが働く際に、本件雄

牛が X を襲わないように、合理的な人であれば行ったであろう予防措置（例えば本件雄牛を牛舎内の柱に鎖で括り付けたり、それを檻に入れたり、あるいはバリケードを設けてそれを X の働いていた場所から締め出したりする予防措置）を、Y は講じることができなかった。したがって、Y は X に対して注意義務を負っていなかったので、Y のネグリジェンスは認められ得ない。

もし本件で裁判官が Y の過失を認めるならば、彼らは Y の注意義務の発生及びその懈怠を問うことなく（この義務を Y に負わせる根拠となる）本件雄牛の種類としての危険性に対する彼の認識を認めることで、直ちに彼の過失を認めることになる。別の見方をすれば、本件雄牛の種類としての危険性に対する Y の認識を認めることで彼の過失を認めるという考え方は、彼が本件雄牛の獰猛な性向を知っていたか知っていたはずであるかが認められれば彼は嚴格責任を負うという考え方と同じである。

### 3. 反対意見の考えるネグリジェンス

反対意見を述べた R.S. スミス裁判官は、第 2 次不法行為法リステイメント第 518 条の解説を参考に、雄牛の所有者がその有する抽象的な危険性に起因する損害を回避するために嚴重な予防措置を講じなかったということが立証され得る場合に彼のネグリジェンスが認められ得る、と考える。

R.S. スミス裁判官はこの一般論を本件に次のように当てはめる。Y は A がときどき（問題の乳牛舎の中の低品質雌牛区ではなく）問題の乳牛舎で働いたということを知っていたので（また雄牛はすべて種類として危険であると評価されるので）A がその牛舎の中で働く過程でその中の低品質雌牛区に収容された本件雄牛によって何らかの損害を被るかもしれない、という抽象的な危険を Y は予見し得た。しかしながら、Y はこの危険を回避するために A に本件雄牛の存在を伝えなかった。したがって、Y のネグリジェンスが認められ得る。

## 第2款 ドレイク対ディーン事件における厳格責任とネグリジェンス

### 1. 法廷意見の考える厳格責任

法廷意見を述べたプーリア裁判官はヒルマン対ガルシア・ルビー事件 (Hillman v. Garcia-Ruby, 44 Cal.2d 625) とヒックス対サリヴァン事件 (Hicks v. Sullivan, 122 Cal.App. 635) を参考に動物所有者の厳格責任の一般論を次のように考える。種類として危険であると評価される動物及び種類としては危険であると評価されないが個体としてみれば危険であると評価されかつその危険性が彼によって知られた動物の所有者はその動物のその危険性に起因する損害が惹起した場合に厳格責任を負う。そして犬は種類として危険であると評価されないので、犬の所有者は当該犬が彼によって知られた個体としての危険性を有しかつその危険性に起因する損害が惹起した場合に厳格責任を負う。

プーリア裁判官は、この一般論を本件に当てはめ、本件犬の個体としての危険性が認められないので Y の厳格責任は認められ得ない、と判断した。

### 2. 反対意見の考える厳格責任

反対意見を述べたスパークス裁判官は、動物所有者の厳格責任の一般論を次のように考える。種類として危険であると評価される動物及び種類としては危険であると評価されないが個体としてみれば危険であると評価されかつその危険性が彼によって知られた動物の所有者はその動物のその危険性に起因する損害が惹起した場合に厳格責任を負う。そして犬は種類として危険であると評価されないので、犬の所有者は当該犬が彼によって知られた個体としての危険性を有しかつその危険性に起因する損害が惹起した場合に厳格責任を負う。

スパークス裁判官は、この一般論を本件に当てはめ、本件犬の個体としての危険性が認められないので Y の厳格責任は認められ得ない、と判断した。

### 3. 法廷意見の考えるネグリジェンス

プーリア裁判官は、第2次不法行為法リステイメント第518条の解説を参考に、その種類に対して通常である危険な性向だけを有する飼い慣らされた動物の所有者がその通常の性向に起因する予見可能な損害を防ぐために合理的な注意を払わなかったということが立証され得る場合に彼のネグリジェンスが認められ得る、と考える。

プーリア裁判官はこの一般論を本件に次のように当てはめる。陪審は個別評決で本件犬が「特定の獍猛なまたは危険な性向」を持たなかったと認めた。しかしながら、その陪審は本件犬がXに飛び掛かり彼女を転倒させたという証拠は否定しなかった。したがって、この個別評決は、その陪審が本件犬のこのような行動を「危険であると評価しなかった」ということだけではなく、「危険であるが本件犬が異常でないと評価した」ということも暗示している。この表現は、別な言い方をすれば、「本件犬は他のピット・ブルが通常行動するのと同じように行動した」という表現に置き換えることができる。したがって、本件犬はその種類に対して通常である危険な性向だけを持っている、と評価できる。そしてYは本件犬を（Yの家を訪れたXらが歩いた）私道に接近できるほどの長さの鎖に括り付けて飼っていた。したがって、Yは予見可能な損害を防ぐために合理的な注意を払わなかったとみなされるので、Yのネグリジェンスが認められ得る。

### 4. 反対意見の考えるネグリジェンス

スパークス裁判官は、第2次不法行為法リステイメント第518条の解説を参考に、犬の所有者が当該犬の個体としての危険性を認識しながらその危険性に起因する損害を防ぐために合理的な注意を払わない場合には彼のネグリジェンスが認められ得るが、彼が当該犬の個体としての危険性を認識していない場合には彼は当該犬を持続的に制御するよう求められない、と考える。

スパークス裁判官は、この一般論を本件に当てはめ、本件犬の個体としての危険性が認められないので Y は本件犬を持続的に制御する程度の注意義務を負っていない、と判断した。

### 第3款 リステイトメントにおける動物に関する責任

#### 1. 厳格責任の適用を受ける動物の定義

##### (1) 第2次不法行為法リステイトメント

第2次不法行為法リステイトメントでは、「野生動物」と評価される動物が、厳格責任の対象とされる。第506条(1)において、それは次のように定義されている。すなわち「...野生動物とは、それが管理される時にその地域において、慣習によって人間への貢献のために使われているのではない動物である」<sup>(26)</sup>。

「野生動物」を「人間への貢献のために使われているのではない動物である」と定義づけるところから分かるとおり、ここでは、それが飼われる特定の地域におけるその「有用性」の要素に焦点が当てられている。

##### (2) 第3次不法行為法リステイトメント

第3次不法行為法リステイトメントにおいても、「野生動物」と評価される動物が、厳格責任の対象とされる。それは、第22条において、次のように定義されている。すなわち「野生動物とは、一般に飼い慣らされていない、また拘束されない限り人身傷害を惹起しそうである動物の種類に属するそれである」<sup>(27)</sup>。

ここでは、野生動物の定義に「一般に飼い慣らされていないこと」と「拘束されない限り人身傷害を惹起しそうである動物の種類に属するそれであること」が要件とされているが、同条の起草者はこの2つの要件うち後者の動物の人身傷害を惹起する危険性の要件の方をより強調している<sup>(28)</sup>。

同条の起草者は本稿で問題となった雄牛の危険性について次のように述べている。すなわち、子牛、雌牛、若雌牛及び去勢牛などの「牛には（不法侵入は

別として) 高い危険レベルはないが、雄牛は本質的に危険であると判断され得る。無実な人への雄牛の襲撃の可能性は小さくなく、また起こり得る傷害の重篤度は非常に重大である<sup>(29)</sup>。したがって、同条の起草者は「種それ自体には稀な危険レベルを含む種の特定の性<sup>(30)</sup>」を考慮し、雄牛を危険である動物と考えるので、それを「野生動物」と評価している。それゆえ、雄牛の所有者には厳格責任が課せられる、と評価している<sup>(31)</sup>。

さらに、同条の起草者は本稿で問題となったピット・ブルの危険性について次のように述べている。すなわち「ほんの限られた家中の者だけが、本質的に危険であると評価されるだろう特定の品種の犬を保護する。たとえば、ピット・ブルは、他の品種よりもいくぶん人々を襲いそうである。ピット・ブルが人を襲うとき、その襲撃は凶暴であるだろう<sup>(32)</sup>」。したがって、同条の起草者は「種それ自体には稀な危険レベルを含む種の特定の...品種<sup>(33)</sup>」を考慮し、ピット・ブルを危険である動物と考えるので、それを「野生動物」と評価している。それゆえ、ピット・ブルの所有者には厳格責任が課せられる、と評価している<sup>(34)</sup>。

## 2. 動物に関する厳格責任の根拠

### (1) 説例

第3次不法行為法リステイメント第22条に対応する解説の中で、次のような説例が挙げられている。アリソンは、あらゆる侵入者を追い払うために、彼女の裏庭で若ライオンを飼っている。そのライオンは鎖で柱に括り付けられている。彼女が気づくのを期待され得ない鎖の欠陥が原因で、そのライオンは逃げ出し、歩道でパトリックを襲い、彼に傷害を負わせた。彼女は、そのライオンを縛り付けることに合理的な注意を払ったにもかかわらず、彼の傷害について、彼に厳格責任を負う<sup>(35)</sup>。

このような場合に、彼女が負う厳格責任の根拠について、第2次不法行為法リステイメントと第3次不法行為法リステイメントは、以下のような見方

を示している。

## (2) 第2次不法行為法リステイトメント

厳格責任の適用を受ける動物に関係する第2次不法行為法リステイトメント第506条及び第507条に対応する解説に従って、厳格責任の根拠は次のように述べるができると思われる。上記第506条のもとで野生動物と評価される種類の動物を飼う人は「それが属する種類に関する通常の危険な性向について知っているよう求められる<sup>(36)</sup>」。もう少し詳しく述べると、彼は、それが嚴重な管理下で飼われたとしても他人に何らかの損害を惹起し得る生来の危険性をもって<sup>(37)</sup>いるということを知っているよう求められる。そのため、彼は、その飼育に常に「抽象的な危険」が伴うという点を熟慮し、それを飼わないという選択肢を採り得るとみなされる。しかし、ことによると、彼は、そうせず、それを自らの意思で飼い始め、特定の「地域に通常でない危険を生み出す<sup>(38)</sup>」かもしれない。彼がそうした結果としてその動物の生来の危険性に起因する損害を惹起する場合には、彼はそれを飼育し始める際に、自らの意思で主体的に、その損害に対する責任を引き受けている<sup>(39)</sup>と考えられる。

したがって、ここで、野生動物と評価される種類の動物を飼う人が負う厳格責任の根拠には、次のような要素が認められる。すなわち①野生動物と評価される動物の種類についての通常の危険な性向に対するその飼主の認識、②彼の自由意思に基づくその飼育の開始、③その飼育による地域への通常でない危険の創出、というのがそれである。

## (3) 第3次不法行為法リステイトメント

厳格責任の適用を受ける動物に関係する第3次不法行為法リステイトメント第22条に対応する解説に従って、厳格責任の根拠は次のように述べるができると思われる。上記第22条のもとで野生動物と評価される種類の動物を飼う

人は、それが属する種類の危険な特性について知っているよう求められている<sup>(40)</sup>。もう少し詳しく述べると、彼は、それが拘束されていない間に「何らかの方法で（筆者注）他人に重大な人身傷害を惹起し得る生来の危険性をもっている<sup>(41)</sup>」ということを知っているよう求められる。そのため、彼は、その飼育に常に「抽象的な危険」が伴うという点を熟慮し、それを飼わないという選択肢を採り得るとみなされる。しかし、ことによると、彼は、そうせず、それを自らの意思で飼い始め「それ自体に異常であるまたは特有である重大な危険性を他人に強いる<sup>(42)</sup>」かもしれない。彼がそうした結果としてその動物の生来の危険性に起因する損害を惹起する場合には、彼はそれを飼育し始める際に、自らの意思で主体的に、その損害に対する責任を引き受けている、と考えられる。

したがって、ここで、野生動物と評価される種類の動物を飼う人が負う厳格責任の根拠には、次のような要素が認められる。すなわち①野生動物と評価される動物の種類についての通常の危険な性向に対するその飼主の認識、②彼の自由意思に基づくその飼育の開始、③その飼育によるその危険性の他人への曝露、というのがそれである。

### 3. ネグリジェンスの適用を受ける動物の定義

#### (1) 第2次不法行為法リステイメント

第2次不法行為法リステイメントでは、「飼い慣らされた動物」とみなされる動物が、ネグリジェンスの対象とされる。第506条(2)において、それは次のように定義されている。すなわち「...飼い慣らされた動物とは、それが閉じ込められる時にその場所において、慣習によって人間への貢献のために使われている動物である<sup>(43)</sup>」。

同リステイメントの第518条に対応する複数の解説の中で、「飼い慣らされた動物」と評価される動物として、例えば雄牛、犬、猫などが挙げられている。そして、それら複数の解説の中の1つで「これらの動物の有用性は....厳格責

任のリスクを負わずに飼われることを正当化するのに十分である....」<sup>(44)</sup>と述べられている。

この2つの引用から分かるとおり、ここでは、「飼い慣らされた動物」と評価される動物が飼われる特定の地域におけるその「有用性」の要素に焦点が当てられている。

## (2) 第3次不法行為法リステイトメント

第3次不法行為法リステイトメントでは、前述の第22条「野生動物」の定義に求められる2つの要件を満たさない種類の動物がネグリジェンスの対象とされる。同条のもとで特定の動物が野生動物と認められるには「一般に飼い慣らされていないこと」と「拘束されない限り人身傷害を惹起しそうである動物の種類に属するそれであること」の2つの要件を満たす必要があるので、特定の動物がネグリジェンスの対象と認められるには「一般に飼い慣らされていること」と「拘束されなくても人身傷害を惹起しそうでない動物の種類に属するそれであること」の2つの要件を満たす必要がある。同リステイトメントの第23条（種類としては危険でないが個体として見れば危険である動物の所有者に厳格責任を負わせる規定）に対応する解説の中で、この2つの要件を満たす動物として、雌牛や馬あるいは豚のような動物、また犬や猫のような動物が挙げられている。<sup>(45)</sup>

また、同リステイトメントでは、この2つの要件のうち前者の「一般に飼い慣らされていること」の要件だけを満たす種類の動物はネグリジェンスの対象と評価されないが、他方で後者の「拘束されなくても人身傷害を惹起しそうでない動物の種類に属するそれであること」の要件だけを満たす種類の動物はネグリジェンスの対象と評価される。<sup>(46)</sup>

この点を踏まえると（「厳格責任の適用を受ける動物の定義」について「人身傷害を惹起する動物の種類としての危険性」の要素を強調する第22条の起草

者の見方と対応し)「ネグリジェンスの適用を受ける動物の定義」についても、起草者は「人身傷害を惹起しない動物の種類としての性質」の要素を強調しているように思われる。

#### 4. 動物に関するネグリジェンスの根拠

##### (1) 説例

ここでは小型犬を例に挙げる。アリソンは彼女が飼っている小型犬を連れて散歩をしていた。彼女は本件犬を革ひもで繋いでいたが、本件犬は通りがかる人々に向かって吠え飛び掛かろうとした。彼女が誤って革ひもを離した時、本件犬は勢いよく駆け出し、吠えながらパトリックに向かって走って行った。パトリックは驚き急いで逃げようとした際に転倒し傷害を負った。彼女は彼の傷害についてネグリジェンスの責任を負う。

このような場合に、彼女が負うネグリジェンスの根拠について、第2次不法行為法リステイトメントと第3次不法行為法リステイトメントは、以下のような見方を示している。

##### (2) 第2次不法行為法リステイトメント

第2次不法行為法リステイトメント第518条は、本稿に関係する範囲で紹介すれば、次のように規定されている。すなわち「...彼が異常に危険であることを知らないか知る理由のない飼ひ慣らされた動物を占有するまたは保護する人は...損害を防げないことに過失がある場合、その動物によって惹起された損害<sup>(47)</sup>に対して責任を負う」。また同条の解説では次のように述べられている。すなわち「犬...が人や動物を襲いそうである...ということが分かり、そしてそれがそうするのを防ぐために合理的な注意を払わない場合、彼[その犬の占有者または保護する人(筆者注)]は[ネグリジェンスの(筆者注)]責任を負<sup>(48)</sup>う」。

本件において、アリソンは本件犬が通りがかる人々に向かって吠え飛び掛かろうとしたところを見ているため、彼女は本件犬がそうするのを防ぐために合理的な注意を払わなければならなかった。しかしながら、彼女は不注意に本件犬を繋いでいた革ひもを離してしまった。したがって、彼女は合理的な注意を払わなかったと評価されるため、彼女はネグリジェンスの責任を負う。

### (3) 第3次不法行為法リステイトメント

第3次不法行為法リステイトメント第23条の解説では次のように述べられている。「犬の快活さは犬の占有者がネグリジェンス法の下で管理する合理的な努力をするべきである様々な危険を創造し得る。...おびえた人が急いで逃げようと試みている間に傷害を受けるだろうということは予見できるかもしれない。これが予見できる時、ネグリジェンス基準は所有者側に一定の<sup>(49)</sup>予防措置を要求するかもしれない」。

本件において、アリソンは本件犬が通りがかる人々に向かって吠え飛び掛かろうとしたところを見ているため、彼女は本件事故を予見し得た。したがって、彼女は、本件犬を革ひもで繋いで本件犬の行動を制御する予防措置を講ずる義務を負っていた。しかしながら、彼女は不注意に本件犬を繋いでいた革ひもを離してしまった。したがって、彼女は上記義務の履行を懈怠したと評価されるため、彼女はネグリジェンスの責任を負う。

## 5. 動物に関するネグリジェンスの注意義務

### (1) 第2次不法行為法リステイトメント

ここでは、第2次不法行為法リステイトメント第518条の解説 g 「通常の特徴についての認識」、同条解説 h 「特定の状況下で危険な動物」、及び同条解説 j 「拘束されずに自由に動き回ることが許される動物」が問題となる。

解説 g には次のようなことが述べられている。すなわち「雄牛または種馬

の飼主は、それが飼われる土地にそれを閉じ込める、またそれがその土地から連れ出される時それを効果的に制御するために、雌牛または去勢馬の飼主に求められるよりも嚴重な予防措置を講じるよう求められる」。この解説は、雄牛または種馬は危険度の特に高い種類として抽象的な危険性を有していると評価されるためそれらの飼主に対して合理的な注意義務として嚴重な予防措置を講じる義務を負わせる、ということ述べている。

解説 h には次のようなことが述べられている。すなわち「その種類に通常であるそれら危険な性向だけを有する飼い慣らされた動物を飼う人は、その通常の習性また性向を知っているよう求められる。それゆえ彼は、普通はおとなしい複数の動物でさえ特定の状況下では危険になりそうであるということを理解するよう、また予見可能な損害を防ぐために合理的な注意を払うよう求められる。したがって、おとなしい雄牛の飼主でさえ、動いている物を襲う雄牛の種類としての性向を考慮しなければならない、またもし彼が彼の雄牛を公道に連れ出すならば、それを完全に制御するために嚴重な予防措置を講じなければならない。同様に、普通はおとなしい雌犬またはネコの飼主は、その子犬または子ネコの面倒を見ている間に、それが他の動物また人間に襲いそうである、ということを知っているよう求められる」。この解説は、母犬や母ネコなどは特定の状況下において危険度の特に高い種類として抽象的な危険性を有していると評価されるため、このような状況下にあるこのような動物の飼主に対して合理的な注意義務として嚴重な予防措置を講じる義務を負わせる、ということ述べている。

解説 j には次のようなことが述べられている。すなわち「それらを飼うことが適切である目的が満たされる場合、それらを置き去りにして持続的な制御ができないとしても、そのように [他の動物また人間に襲って (筆者注)] 損害を惹起しそうにない、特定の飼い慣らされた動物があるので、それらは伝統的に拘束されずに自由に動き回ることが許された。...この種類には犬、猫、蜜

蜂、鳩と類似の鳥、さらに家禽が含まれる。高額な費用を負担しない限り、はちみつを作る昆虫としてのそれらの有用性を全く台無しにしないで、蜜蜂をその所有者の土地の範囲内に閉じ込めることは不可能であるだろう。犬をそれらの飼主の土地に閉じ込めるまたは公共の場に連れて行かれる時それらを革ひもで繋いでおくことは不可能でないが、自由に動き回ることが許される場合それらは伝統的に重大な損害を惹起しそうにないと評価されたので、それらの飼主はそれらを持続的に制御するよう求められない。同じことが猫にも当てはまる。しかしながら...彼〔犬または猫の占有者または保護する人（筆者注）〕の犬または猫が人や動物を襲いそうである...ということが分かり、そしてそれがそうするのを防ぐために合理的な注意を払わない場合、彼は〔ネグリジェンスの（筆者注）〕責任を負う」。ここでは重大な損害を惹起しそうにない典型的な動物として犬が挙げられているが、小型犬のような危険度の低い犬が想定されていると思われる。この解説は、小型犬や猫などは危険度の特に高い種類の動物と評価されないためそれらの飼主は基本的にそれらを持続的に制御する程度の注意義務を負わないが、それらの飼主がそれらの危険な行動を目の当りにした場合にはそれらの飼主はその行動の結果として損害が惹起しないように合理的な注意義務を負う、ということ述べている。

これらの解説は対象とする動物の危険度に従って解説 g 及び h と解説 j の 2つの類型に分けられる。前者は、あらゆる状況下または特定の状況下で危険度の特に高い種類の動物を対象としており、それらの飼主がそれら種類の抽象的な危険性に起因する損害を回避するために合理的な注意義務として厳重な予防措置を講じる義務を負うとしている。後者は、危険度の低い種類の動物を対象としており、それらの飼主が当該動物の個体としての危険を目の当たりにした場合に限って合理的な注意義務を負い、しかもその注意義務の程度は厳重な予防措置までは求められないとしている。前者と後者の間には2つの点の違いが見られる。1つ目は注意義務の設定の前提にある動物の危険の性質について

違いがある。前者は危険度の特に高い種類の動物の抽象的な危険性を問題にしているのに対して、後者は当該動物の個体としての具体的な危険性を問題にしている。2つ目は注意義務の程度について違いがある。前者も後者も動物の飼主に対して合理的な注意義務を負わせている点で一致しているが、両者の間には合理的な注意義務の程度に違いがあり、前者は動物の飼主に対して合理的な注意義務として厳重な予防措置を講じる義務を負わせているのに対して、後者はその程度の注意義務を負わせていない。

## (2) 第3次不法行為法リステイトメント

前述したように、第2次不法行為法リステイトメントの起草者は雄牛とピット・ブルをネグリジェンスの対象とするのに対して、第3次不法行為法リステイトメントの起草者は雄牛とピット・ブルの人への襲撃の蓋然性と傷害の重篤度を考慮しそれらを厳格責任の対象とする。この点で、後者は前者よりもそれらの所有者に対して厳しい責任を課している。また、前述したように、前者は個体として危険でないと評価される犬の飼主がそれらを放し飼いにしても良いということを述べているのに対して、後者はそのことを述べていない。この点で、後者は前者よりも犬の飼主に対して厳しい注意義務を課している。

第3次不法行為法リステイトメントの起草者は、第23条の解説の中で、個体として危険であると評価されない多くの動物が厳格責任を正当化する異常な危険性は有していないがある一定の危険性は有しているという点に着目して、それら動物の所有者へのネグリジェンスの適用可能性を認めている。そして、起草者は馬を例に挙げて次のように述べている。すなわち「街路へ馬を連れて行くその馬の所有者は、もし注意を払わなかったならばその馬が馬に共通の本能で反応しその際に傷害をもたらすかもしれないあらゆる方法を予見し得る。例えば、もしおびえたならばその馬は急に駆け出し近くに立っている人に傷害を与えるかもしれない。したがって、その所有者はその馬を適切に制御しなかつ

たことに対して過失があるとみなされ得る<sup>(50)</sup>」。この引用から、その起草者はその馬の所有者に対して合理的な注意義務を負わせており、嚴重な予防措置を講じる義務までは負わせていない、ということが分かる。

#### 第4款 動物に関する厳格責任とネグリジェンスの区別

##### 1. 動物に関する厳格責任の内容

バード対ヤンキー事件の法廷意見とドレイク対ディーン事件の法廷意見及び反対意見は、動物所有者の厳格責任は種類として危険であると評価される動物及び種類としては危険であると評価されないが個体としてみれば危険であると評価されかつその危険性が彼によって知られた動物の所有者が当該動物の危険な性向に対する認識をもって当該動物を自らの意思で主体的に飼い始めることを根拠として認められる、と考えている。

##### 2. 動物に関するネグリジェンスの内容

###### (1) バード対ヤンキー事件の法廷意見

バード対ヤンキー事件の法廷意見を述べたリード裁判官は、第2次不法行為法リステイトメント第518条の解説hの「その種類に通常であるそれら危険な性向だけを有する飼い慣らされた動物を飼う人は...予見可能な損害を防ぐために合理的な注意を払うよう求められる」という箇所に着目して、個体として危険であると評価されない雄牛の所有者のネグリジェンスはそれが危険度の特に高い種類として有する抽象的な危険性に起因する(事件の惹起した当該状況下で具体的に予見可能な)損害を防ぐために払うよう求められる合理的な注意の行使の懈怠を根拠として認められる、と考えている。

###### (2) バード対ヤンキー事件の反対意見

バード対ヤンキー事件の反対意見を述べた R.S.スミス裁判官は、第2次不

法行為法リステイトメント第518条の解説 g の「雄牛...の飼主はそれが飼われる土地にそれを閉じ込める...時...雌牛...の飼主に求められるよりも嚴重な予防措置を講じるよう求められる」と解説 h の「おとなしい雄牛の飼主でさえ、動いている物を襲う雄牛の種類としての性向を考慮しなければならない...」という箇所に着目して、個体として危険であると評価されない雄牛の所有者のネグリジェンスはそれが危険度の特に高い種類として有する抽象的な危険性に起因する損害を回避するために払うよう求められる嚴重な予防措置の行使の懈怠を根拠として認められる、と考えている。

### (3) ドレイク対ディーン事件の法廷意見

ドレイク対ディーン事件の法廷意見を述べたプーリア裁判官は、第2次不法行為法リステイトメント第518条の解説 h の「その種類に通常であるそれら危険な性向だけを有する飼い慣らされた動物を飼う人は...予見可能な損害を防ぐために合理的な注意を払うよう求められる」という箇所に着目して、個体として危険であると評価されないピット・ブルの所有者のネグリジェンスはそれが危険度の特に高い品種として有する抽象的な危険性に起因する（事件の惹起した当該状況下で具体的に予見可能な）損害を回避するために払うよう求められる合理的な注意の行使の懈怠を根拠として認められる、と考えている。

### (4) ドレイク対ディーン事件の反対意見

ドレイク対ディーン事件の反対意見を述べたスパークス裁判官は、第2次不法行為法リステイトメント第518条の解説 j に従って、個体として危険であると評価されないピット・ブルの所有者はそれを持続的に制御する程度の注意義務を負っていない、と考えている。

### (5) 各事件における各意見の整理

バード対ヤンキー事件の法廷意見と反対意見は具体的な損害の予見可能性の要否について対照的な関係に立っている。前者がネグリジェンスの適用可能性を認めるために具体的な損害の予見可能性が必要であるとの立場をとっているのに対して、後者はネグリジェンスの適用可能性を認めるために具体的な損害の予見可能性は必要ではなく本件雄牛の有する抽象的な危険性に起因する何らかの損害の予見可能性で十分であるとの立場をとっている。

ドレイク対ディーン事件の法廷意見と反対意見は注意義務の程度について対照的な関係に立っている。前者がピット・ブルは危険度の特に高い種類の動物と評価されるため本件ピット・ブルの所有者は（危険度の低い種類の動物の所有者が負担する義務よりも）厳しい注意義務を負担すると考えるのに対して、後者は個体として危険であると評価されない本件ピット・ブルの所有者はそれを持続的に制御する程度の注意義務を負担していないと考えている。

しかしながら、前述したように、ドレイク対ディーン事件の反対意見が依拠する解説jは小型犬のような危険度の低い犬を想定していると思われるので、解説jに従ってピット・ブルのような危険度の特に高い種類の犬の所有者の注意義務を設定するのは適切ではないように思われる。

## 3. 動物に関する厳格責任の変化

第2次不法行為法リステイトメントも第3次不法行為法リステイトメントも「野生動物」と定義される動物が厳格責任の対象とされるが、定義の仕方には両者の間で違いがあり、前者は動物の持つ有用性の要素に焦点を当てているのに対して、後者は動物の持つ人身傷害を惹起する危険性の要素に焦点を当てている。そのため、厳格責任の適用を受ける動物の定義について、この2つのリステイトメントを比較すると、前者から後者へかけて、野生動物とみなされる種類の動物の特性それ自体に焦点が当てられるようになっている、ということ

が見て取れる。

また、厳格責任の根拠について認められる、複数の要素の中の「動物の危険性」の要素について、上記の2つのリステイトメントは異なる文脈で問題にしている。この問題について、第2次不法行為法リステイトメントでは、特定の種類の動物についての危険が、それが飼われる地域に以前からみられたのか、それともその地域に以前にはなかったがそれが飼われることによって新たに生み出されたのか、が問題とされている。そのため、ここでは「特定の地域の状況」との関係から、特定の種類の動物の危険性が問題とされている。それに対して、同じ問題について、第3次不法行為法リステイトメントでは、特定の種類の動物が飼われる地域の状況を問うことなく、その動物の持つ危険性それ自体が問題とされている。そのため、この問題について、この2つのリステイトメントを比較すると、前者から後者へかけて、特定の種類の動物の特性それ自体に焦点が当てられるようになっていて、ということが見て取れる<sup>(51)</sup>。

また、同様に、動物に関するネグリジェンスの定義について、第2次不法行為法リステイトメントは動物の持つ有用性の要素に焦点を当てているのに対して、第3次不法行為法リステイトメントは動物の持つ人身傷害を惹起しない種類としての性質の要素に焦点を当てている。そのため、この問題について、この2つのリステイトメントを比較すると、前者から後者へかけて、ネグリジェンスの適用を受ける種類の動物の特性それ自体に焦点が当てられるようになっていて、ということが見て取れる<sup>(52)</sup>。

## おわりに

バード対ヤンキー事件の反対意見は、雄牛が危険度の特に高い種類の動物であり、したがってそれが抽象的な危険性を有するということを認め、その上でその危険性に起因する何らかの損害の予見可能性を前提にネグリジェンスの適

用可能性を認めている。また、ドレイク対ディーン事件の法廷意見は、ピット・ブルが危険度の特に高い種類の動物であり、したがってそれが抽象的な危険性を有するということを認め、その上で（危険度の低い種類の動物の所有者が負う注意義務よりも）厳しい注意義務をその所有者に負わせている。したがって、前者は動物の所有者の具体的な損害の予見可能性を求めない方法を探り、また後者は動物の所有者により厳しい注意義務を負わせる方法を探る点で違いはあるが、両者とも動物の所有者のネグリジェンスを認め易くしている。

第3次不法行為法リステイトメントの起草者は（雄牛とピット・ブルの人への襲撃の蓋然性と傷害の重篤度を考慮し）それらの所有者に弾力性に富むネグリジェンスではなく厳格責任を負わせる新しい見方を示した。なぜリステイトメントの起草者がこのような立場を取ったかと言えば、上記の両意見の採用する方法がネグリジェンスの範囲を超えており、したがって注意義務の懈怠を問うことなく自らの意思で主体的に当該動物を飼い始めることを根拠として厳格責任を認める方が妥当であると考えたからであると思われる。リステイトメントにおいて、動物に関する厳格責任は雄牛やピット・ブルなどの危険度の特に高い種類の動物を対象としている。このことは、動物に関するネグリジェンスが危険度の低い種類の動物を対象としているということを示唆している。

このようなアメリカ法を参考に改めて日本法を考えてみる。日本では、危険度の特に高い種類の動物が問題となる裁判例において、裁判所はそれらの占有者の高度な注意義務の懈怠を根拠として過失責任を認めていた。しかしながら、アメリカ法を参考にすると、このような裁判例において、このような考え方は過失責任の範囲を超えられ、したがってそれらの占有者が、注意義務の懈怠を問うことなく、それらの抽象的な危険性に対する認識をもってそれらを自らの意思で主体的に飼い始めることを根拠として危殆化責任を認める方が妥当であるように思われる。このように、日本法において、もし新たに動物に関する危殆化責任を認めるならば、動物に関する過失責任は自ずと射程が狭くな

り、それは危険度の低い種類の動物のみを対象とするようになると考えられる。そして、動物に関する過失責任の根拠は具体的に予見可能な損害を防ぐために払うよう求められる通常程度の注意の行使の懈怠に求められることになる。

- (1) 川村泰啓『商品交換法の体系 上』(勁草書房 1967年) 106, 122~125頁。
- (2) 中原太郎「過失責任と無過失責任—無過失責任論に関する現状分析と理論的整序の試み」別冊 NBL (不法行為法の立法的課題) No.155 (2015) 33頁以下。
- (3) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録 五』(第百十一回—第百三十六回) (商事法務研究会 1984年) 387頁〔穂積陳重の発言〕。
- (4) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権編』(有斐閣書房 訂正増補第33版 1912年) 903頁。
- (5) 前掲注(3) 388頁〔穂積陳重の発言〕。
- (6) 前掲注(3) 388頁〔土方寧の発言〕。
- (7) 前掲注(3) 388,389頁〔土方寧の発言〕。
- (8) 加藤一郎『法律学全集22-II 不法行為〔増補版〕』(有斐閣 1974年) 202頁。
- (9) 前田達明『現代法律学講座14 民法VI2 (不法行為法)』(青林書院 1980年) 169頁、四宮和夫『現代法律学全集10 事務管理・不当利得・不法行為 下巻』(青林書院 1985年) 753頁、川村隆子「動物占有者の責任に対する再確認」名古屋学院大学論集社会科学篇48巻2号(2011) 78頁。
- (10) 例えば、平井宜雄『不法行為』(弘文堂 1992年)、大村敦志『基本民法II 債権各論〔第2版補訂〕』(有斐閣 2010年)、内田貴『民法II〔第3版〕 債権各論』(東京大学出版会 2014年)。
- (11) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為〔復刻版〕』(日本評論社 1988年) 188頁、窪田充見『不法行為法』(有斐閣 2007年) 226頁、吉村良一『不法行為法〔第4版〕』(有斐閣 2010年) 234頁。
- (12) ヨーロッパ各国の動物に関する責任の規定を紹介し、かつそれらの規定に見られる責任の厳格さが動物の有する特別の危険を根拠としているということを指摘する文献として、加藤一郎編『註釈民法(19) 債権(10)』315~317頁〔五十嵐清〕(有斐閣 1965年) が挙げられる。ドイツにおいて愛玩動物(Luxustier)の保有者に関する危殆化責任が動物の有する特別の危険を根拠としているということを指摘する

文献として、川村隆子「動物の飼い主責任に関する一考察—ドイツ法との比較をまじえて」三重中京大学研究フォーラム 4号 (2008) 137頁また E.ドイチュ／H.-J.アーレンス著 (浦川道太郎訳)『ドイツ不法行為法』(日本評論社 2008年) 220頁が挙げられる。さらに、オーストリアにおける動物保有者の責任の法理 (立証責任の転換された過失責任と危殆化責任) を検討した文献として、前田太朗「不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性 (1) —オーストリア法における責任原理論の展開を参考にして—」愛学55巻 1 = 2号 (2014) 396~419頁が挙げられる。

- (13) 吉村・前掲注 (11) 7頁。
- (14) 中原・前掲注 (2) 53頁、注99参照。
- (15) イギリスにおける野生動物 (*ferae naturae*) の占有者に関する厳格責任と温順動物 (*mansuetae naturae*) の占有者に関するネグリジェンスの概略を紹介する文献として、桜井節夫「英国不法行為法における動物占有者の責任」横浜市立大学論叢19巻 2号 (1968) 29~38, 45~51頁がある。この文献は、動物占有者の責任の根拠の検討が不十分であるが、動物の危険性の高低に応じて動物を2種類に分け、それぞれの動物の占有者に異なる責任の法理を適用させる、ということ述べている点で重要である。
- (16) 加藤・前掲注 (12) 318頁。
- (17) 長崎控判明治年月日不明新聞849号13頁、和歌山地判大正年月日不明新聞1125号16頁、東京控判昭和12年 4月28日新聞4142号 5頁、名古屋高判昭和32年 5月10日下民 8巻 5号896頁、宮崎地延岡支判昭和32年 5月14日不法下民 (下) 昭和32年度1086頁、最判昭和37年 2月 1日民集16巻 2号143頁、最判昭和38年 6月27日裁判集民66号751頁、札幌地判昭和45年 3月19日判タ 247号289頁。
- (18) 岐阜地大垣支判昭和30年 6月 9日下民 6巻 6号1085頁、東京地判昭和36年 2月 1日下民12巻 2号203頁、名古屋高判昭和37年 1月30日判時312号25頁、大阪地堺支判昭和41年11月21日判時477号30頁。
- (19) リステイトメントとは、アメリカの判例法が条文の形で再述 (re-state) され、これに解説 (Comment) と実例 (Illustration) が付されているものであり、代表的な裁判官、弁護士及び学者をメンバーとするアメリカ法律協会 (American Law Institute) という私的団体によって作成されているものである。また、それは、優秀な学者が起草し、一流の法律家の討議を経たうえで書かれたものであるため、アメリカでも高い尊敬を受け、判決の中でもしばしば引用されている (田中英夫ほか『外国法の調べ方—法令集・判例集を中心に—』36~37頁 [田中英夫] (東京大学出

版会 1974年))。本稿で取り扱うリステイトメントは1977年に出版された第2次不法行為法リステイトメント第3巻と2010年に出版された第3次不法行為法リステイトメント第1巻である。

- (20) 本件において X は Y に対してだけではなく、A に対しても、厳格責任またはネグリジェンスの訴訟原因に基づいて訴えを提起している。そのため、本件では Y とともに A の責任の所在も問題になる。しかし、本論の考察の対象は雄牛の所有者である Y に対する責任に限られるので、本論では A の責任については考察の対象から外すことにする。
- (21) 田中英夫『英米法総論』(東京大学出版会 1980年) 上巻27, 29頁、下巻445, 458頁。
- (22) ニューヨーク州オツィーゴ郡の高位裁判所の判決文そのものは見る事ができなかった。本論の記述はニューヨーク州の高位裁判所上訴部の法廷意見の記述に従っている。
- (23) 前掲注 (21) 下巻449, 466頁。  
田中英夫・編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会1991年)、「charge 説示」(137頁)、「verdict 評決」(892頁)、「general verdict 一般評決」(379頁)、「special verdict 個別評決」(798頁)などの項目を参照。
- (24) 本件に適用される何らかの州法上の規律だと考えられるが、典拠や内容を明らかにすることができなかったため、ここでは判決文どおりに説明するにとどめる。
- (25) カリフォルニア州シャスタ郡の上位裁判所の判決文そのものは見る事ができなかった。本論の記述はカリフォルニア州の控訴裁判所の法廷意見及びその補足意見の記述に従っている。
- (26) Rest.2d, § 506 (AMERICAN LAW INSTITUTE PUBLISHERS 1977) p.10.
- (27) Rest.3d, § 22 (AMERICAN LAW INSTITUTE PUBLISHERS 2010) p.293.
- (28) 前掲注 (26) p.299.
- (29) 前掲注 (26) p.305.
- (30) 前掲注 (26) p.306.
- (31) ただし、起草者は、雄牛の所有者のすべてが厳格責任を負う、とは考えていない。起草者は、農村地域において雄牛を所有することはその地域の人々の間で広く認められている一般的な活動であるので、雄牛の所有者に対しては厳格責任を負わせることは賢明とは言えない、と述べている。ここで起草者は、政策的な見地に立ち、特定の地域における雄牛の所有の有用性を理由に、雄牛の所有者に対してはネグリ

ジェンスの責任を負わせる、と判断している。以上のところから、第3次リステイトメントでは、原則として雄牛の所有者には厳格責任が課されるが、例外的に農村地域の雄牛の所有者に対してだけ雄牛の所有の有用性のためにネグリジェンスの責任が課される、と考えている、ということが分かる。

- (32) 前掲注 (26) p.306。
- (33) 前掲注 (26) p.306。
- (34) ただし、起草者は、ピット・ブルの所有者に厳格責任を負わせる根拠について「その人への襲撃の可能性」と「傷害の重篤度」だけでなく、「その飼育者の人数」も考慮している、と思われる。
- (35) 前掲注 (26) p.296。
- (36) 前掲注 (25) p.11。
- (37) 飼い慣らされたクマの飼主が「それを制御するのにあらゆる予防措置を講じたとしても、そのクマが引っ掻いて傷つけるまたは咬みつくかもしれない....」前掲注 (25) p.12。
- (38) 前掲注 (25) p.12。
- (39) 第506条解説 a. では、野生動物と評価される種類の動物を飼う人は「それらの逸出あるいは別な方法で惹起された損害の責任を負う危険を冒してそうする」と述べられている。前掲注 (25) p.10。
- (40) 前掲注 (26) p.295。
- (41) 第22条解説 b. 野生動物では、野生動物と評価される種類の動物は「…拘束されない場合に人身傷害を惹起しそうである」と述べられている。前掲注 (26) p.294。
- (42) 前掲注 (26) p.295。
- (43) 前掲注 (25) p.10。
- (44) 前掲注 (25) p.31。
- (45) 前掲注 (26) p.303。
- (46) 例えば、イグアナ、ハト及びマナティーのような動物が挙げられる。前掲注 (26) p.294。
- (47) 前掲注 (25) p.30。
- (48) 前掲注 (25) p.32。
- (49) 前掲注 (26) pp.308~309。
- (50) 前掲注 (26) p.308。
- (51) 本論中で筆者は、第3次不法行為法リステイトメントにおいて、厳格責任の根拠

には、①野生動物と評価される動物の種類についての通常の危険な性向に対するその飼主の認識、②彼の自由意思に基づくその飼育の開始、③その飼育によるその危険性の他人への曝露があり、この③の要素については、第2次不法行為法リストメントに比べ、特定の種類の動物の特性それ自体に焦点が当てられるようになっている、ということ述べた。しかしながら、第3次不法行為法リストメントにおいてさえ、厳格責任の根拠において認められる複数の要素について、動物の危険性以外の要素が考慮されている。すなわち、野生動物と評価される種類の動物の少数者による飼育、というのがそれである。したがって、ここでは、たとえ特定の種類の動物が上記第22条の定義に当てはまり「野生動物」と評価されるような動物であったとしても、そのような動物を飼う人がそれが飼われる特定の地域の中で多数みられるような場合には、彼らはそうすることによって厳格責任のリスクを負担しないとみなされる。

- (52) しかしながら、第3次不法行為法リストメントでさえ、特定の動物をネグlijェンスの適用を受ける動物と評価する際に、危険性以外の要素が考慮されている。そこでは次のように述べられている。すなわち「雌牛、馬及び豚のような飼い慣らされた動物には実質的な経済的価値があり、犬や猫のような愛玩動物は一家または家族にとって極めて重要な交わりをもたらす。実際、犬や猫はしばしば家族の一員と考えられる。さらに、犬や猫のような動物の所有は市民全体に広まっている。....したがって、このような....動物が惹起するかもしれない物理的....損害に対する厳格責任を支持するような事件は、説得力に欠ける」前掲注(26) p.303。この引用から、次のことが分かる。すなわち、リストメントにおいて、雌牛や馬あるいは豚のような動物また犬や猫のような動物を、ネグlijェンスの適用を受ける動物であると評価する際に、「これら動物の持つ有用性」と「これら動物の飼育者の人数」の2つの要素を考慮した上で、これらの要素が満たされるために、これらの動物はネグlijェンスの適用を受ける動物であると評価されている。

(すがさわ・だいすけ 東北大学大学院博士後期課程)